

の優位性のもう一つは、生活スタイルとして昼間働きに行っているということで、みんな
で分け合うということがないので個配が進んできているということのをうまく使い分けて、
自分の生活を仕事と日常生活と地域生活の中で、あるいは介護や子育ての中での道具とし
て使っているなどというのが見えてきてると思うんですね。特に都市部で高いというのはそ
ういうことだと思うんです。そういう中で果たして店舗生協が、今こういう経営状況とい
うのは生協だけの問題ではないと思うんですけれども、何を主眼として店舗を見直してい
くのかというときの、日生協での経営の分析をどのようにしたかというのはまだ聞けてな
いと思ってます。事務方からは広さの問題、品ぞろえの問題、いろいろ出ましたけれども、
先ほど気になったのは、例えば大きな道路に面していないところとか、交通の便の悪いと
ころが収益性が悪いとなったときに、じゃあそこから撤退したら生活協同組合をあてにし
ている人の生活を切り捨てることになるわけですから、それを含めて、もう少し購買の経
営分析を日生協内部でどういうふうに議論しているかを報告してもらいたいと思いま
す。

○土屋委員

農協の場合、Aコープなんかも撤退してる場合があるとお話ししましたが、経営がな
かなか厳しくて、それを何とかしていくという中で、連合会の方に譲渡するとか、運営を
委託するとか、いろんな形でそれぞれの農協が単独でやるという形をだんだん変えてきて
いる面があるんですけれども、生協の場合、単位生協と連合会との関係が変化してきてい
るのかどうか、ちょっとお尋ねしたかったんですが。

○品川委員

一方で先ほど申し上げましたような事情があるものですから、日生協とは別に仕入を統
合するような形で、一定の地域で単位生協同士が地域の連合会をつくって、仕入の共同化
を行いながら商品調達での条件整備をしていくという努力が全国でいろいろされているケ
ースが増えているということが一つございます。

それから、地方の仕入の共同体づくりと合わせて、そこと日生協との関係を整理する、
あるいはさらに合理的にしていくという努力をいろいろしているというのが最近の大きな
側面です。

○吉野委員

今のお二人の議論はかみ合っていないというか、よく理解できないところがあるんですけ
ど、普通の小売業であっても、立地にしても、マーチャンダイジングにしても、その最も
効率的なものは何かというと店に来るお客のニーズに合致してるものだと。一般論とし
て言えばですね。であるわけですから、非効率であるのは地域の組合員のためにやむを得
ないことだという説明は、それはちょっとおかしいんじゃないかという気がするんです。そ

ういう意味で地域に縛られている……という言い方がいいかどうか分からないけれども、地域に密着しなければならないというものであるならば、県域規制についてもこれはやむを得ないという話に逆になると思うんですね。そうじゃなくて、組合員のために最も組合員のニーズに合致したものを、業態は何かということで効率化を図っていくんだならば、その延長線上に県域規制はもはや時代遅れであるという議論なら筋が通ってると思うんですけれども、今おっしゃったように、地域のために赤字覚悟でやらねばならないということが生協の存在意義であるとするれば、それは県域規制もしょうがないという話になるんじゃないかと思うんですけど。

○小川委員

そういう意味で言ったわけじゃないんです。ただ、店舗、共同購入、福祉、共済とやっている、あるいは共同購入と福祉をやっているというところで利益率が違ってきていたり、あるいは福祉に関して参加のあり方にある意味きつくクローズしてるところといますか、共同購入で、そのところが福祉の事業が比較的赤字が少ないというのはどういうことなのかということも見ていかなければならないと思います。県域の問題とクローズにしようということとどっちですかという短絡的な話ではなくて、今ある現状をもう少し分析していかないと、ただ広げていく、そうしたら限りなくスーパーに近くなって、最終的には生活協同組合というのは何なのかというのが問われたら、税の優遇も含めて全部話が変わってくるのではないかというふうに考えています。

○清成座長

先ほどの小川委員の御意見はよくわかるんですが、多分それがマネジメントの質に影響してくる可能性がありますね。私なんかは学校法人の理事長をやったからよくわかるわけですけど、教育事業で非営利だという名目のもとにやっていると、マネジメントの質がどんどん下がるんですね。そういうことがあるんですね。つまり、マネジメントの質を上げたらかえって教育内容もよくなるという論理が働くんですけどね、生協だけじゃなくて非営利組織一般に当てはまる傾向なんですね。それで効率が悪くなる弁明として、これは教育事業なんだからとか、生協の相互扶助なんだからというところに逃げ込んでしまうような、どうしてもそういう部分があるだろうと。全部そうだなんていう乱暴なことは言いませんけど、非営利組織というのはそういうのが当てはまるんじゃないかという感じがしてならないんですね。

○小川委員

今座長がおっしゃったのは、ある意味あると思います。福祉も、福祉だからこれでいいんだとかいうのが社会福祉法人でも問題ありますし、NPOでも、NPOだからこれでいいんだということで、結局マネジメント力がとても弱いというのは、特にこの2、3年

強く言われていることだと思いますし、生協だからこれでいいとは思っていません。ただ、生活協同組合として地域で何をするかという議論をもう一度押さえていかないと、きょうは店舗生協の問題だからあれですけれども、経営のマネージメントがどうだったかということはまだ聞き切れていないと思っていますので、そこをもう少し聞きたいという話でして、経営マネージメントの問題が一つはすごく大きかったのではないかと思っていますし、その経営責任はどうなっているかということが公開されているかいないかというの、市場から見るとまだ甘いのではないかと思う部分はあります。

○清成座長

そんなことを言いましたのは、昭和39年に私は小売業の調査をやったんですね。当時ものすごい勢いで伸びていたダイエーに行ったんですね。中内社長に会ったんですね。当時まだ若くて非常に元気よくて。そのときに灘神戸生協をつぶしてみせると彼は言ったんですよ。あれは素人さんだからつぶしてみせると。ところが実際はそうならなかったということは、マネージメントの論理だけではなくて、組合員のさまざまなニーズにきめ細かく対応していたという、品ぞろえとか、商品の質とか、配送とか、そういうものの反映だろうと思うんですね。そういう面があることはもちろん確かなんですけどね。しかしマネージメントの質というのがどうも非営利組織には気になってしょうがないというのがあって、あえて申し上げたわけで、他意はございません。

○吉野委員

その点に関連して、この事業別の売り上げと特に収益の寄与度がどれくらいであるかということですね。つまり、生協というのは何で地に足をつけて成り立っているのかということがはっきりしないものだから、私が外から見ていての印象では、購買事業でもって支えなければ生協というの事業として成立しないんじゃないかと。だから購買事業を効率的にやらなければいけないという話になるので、福祉が購買事業を支えるという話だったら、福祉の効率的なあり方をどうするかということをもっぱら議論すればいい話だけどそうじゃない。購買事業というのそういう意味で生協の柱となるものだということがあるから、ここでこういう話をしてるんじゃないかと思うんですが。

○品川委員

先ほどの資料でも、購買事業と福祉事業の剰余率とか、率の対比は出ておりますけれども、購買事業というの全国でいいますと3兆円近い事業規模を年間やっている。購買事業がやっている福祉事業というの100億になるかならないかくらいの規模でやってるわけです。ですから率でいえばこういう表になるんですけど、まさに購買事業として地域の方々の支持を得ながら周辺でいろんなことを広げていくという関係でやっているということが一つです。

それから、座長が御指摘のように、協同組合ということで、ともすればマネージメントの弱さを言いわけする材料があるという傾向は私自身もあると思っております。地域の方々のいろんな活動があつて新しい店ができているのでなかなか閉鎖するのも大変だというふうに言うわけですけど、それも事実なんですけれども、そのことでお店が赤字を継続し、広げ続けていくとすれば、マネージメント上はそれはあり得ない。消費者、組合員に迷惑をかけることですから、そのことをやり切るといふことが必要なんだというのは強く感じているところです。

○清成座長

それでは、もう一方の規制の見直しの議論でありますけれども、これにつきまして御意見をちょうだいしたいんですが。

○土屋委員

前々回、保険業界の方のヒアリングのときにお二人の方から員外利用のところで、農協は農業者が組合員になってますということで説明があつて、私は違うなと思ったんですが時間がなくて発言できなかつたので。この資料にもありますけれども、農協の組合員は農業者だけじゃなくて、その農協が置かれている地域の人はずれでも組合員になれるというふうになっています。実際に4割くらいは農業者以外の組合員になってるんです。最近では、その地域に住所がなくても、その地区の外の方でも合理的な理由があれば組合員になれますよというふうに変えてるんですね。ただ、正組合員と准組合員と分けてますので、農業者以外の方には議決権とか選挙権はないんですけれども、それ以外の組合員としての権利は行使できるようになっているということと、事業利用はもちろんOKという、そんなふうに広く組合員になれる形にしてあるということと、さらに加えて、一定の割合で員外利用を認めるというふうになっているので、そのことからすると、生協の員外利用規制は余りにも厳し過ぎる面があるんじゃないかなと。原則は組合員が利用するというのが基本なんですけれども、しかしそこをあまりがちがちにしちゃいますと法令違反がいっぱい発生してしまうということになるんじゃないかと。社会通念上妥当な範囲であれば一定の許容範囲を設けないと法令としてはまずいんじゃないかなという感じがしてます。

○品川委員

資料5の8ページに見直しの考え方のメモをお出しいただいておりますけれども、一番下の四角で、生協の組合員は特定の業種を対象にした農協、漁協と異なりというふうになってますけど、組合員資格ということでは農協さんの場合もそうですし、同じような准組合員制というのが漁協さんの場合も法律で定められておりますし、生協の場合と加入資格という意味ではほとんど同等だろうと思っております。そういう意味では、このことをもって員外利用の禁止、許可制度を維持するというのもう一度お考えいただく余地がありは

しないかと思うことが一つです。

それから、現行の原則禁止、行政庁の許可があるときのみ員外利用可という仕掛けですけれども、過去この構造のために、折に触れて生協の店で一人でも員外利用があると、生協が違法を犯していると。同時にそれは生協だけの問題ではなくて、監督官庁も指導不行届ということで県議会なり市議会なりで糾弾されるようなことが過去しばしばあったわけです。それは過去だけじゃなくて今日的にも、つい最近ある県で行政の方が生協の員外利用調査をしようということでおいでになって、1～2時間お店でチェックをされた。たまたま近所で道路工事をしていて、そこの方々が弁当を買いに立ち寄られた。そんなことも含めて員外利用をもっときちんとやれという指導を、口頭でしたが、されるという事例がしばしばある。法律にはまさにそういうふうに書かれていますから、そういうことが出てくる可能性は当然あるわけでありまして、そのところは現実生活に合わせてぜひ見直しをお願いしたいと思うことが一つ。

それから、許可制度というのが、行政通知が出されて許可ということは先ほども御説明がありましたけれども、実態はそれぞれの都道府県知事が行うわけです。いろんな個別の事例について都道府県ごとに許可されたりされていなかったりという事例がたくさん存在しているというのが事実でありまして、そんな点では行政の許可によるということだけなしに、法的に明確にさせていただくということが必要なのではないかと考えております。

そういう点では、8ページのところで員外利用が例外的に認められる場合について、法令上個別具体的に限定して定めることはどう考えるかという指摘もされておまして、一つこれは考える余地はあるのかと思いますが、それを具体的に事例で書くと、生活の状況というのは多様にありますから、かなり難しいだろうと思います。

そんな意味で、事務局にお願いして一枚ペーパーで私の名前で配らせていただきました。ごく一例ですけれども、例えば私どもが考える案ということではいいかと、こんなケースは員外利用を妥当としていただいていいのではないかとという事例の5類型というふうにしてみました。一つは公共政策の観点からの員外利用。これは既に行政の許可で認められている事項だったりするわけですけれども、行政の許可というのもどうか。一番下にあります、行政の助成を受けた子育て支援事業ということがこの間急速にいろんな生協で広がってる部分なんですけれども、こんなことも当然行政の助成を受けますから員内だけではいかないということがありまして、公共政策の観点から。

2つ目が、生協間相互支援の観点からの員外利用。これも生協間の取引、ある生協が仕入れている商品を他の生協にも融通するようなケースについては既に員外利用の許可をいただく構造になっておりますけれども、それ以外にも他の生協からの要請に基づいて、ほかの生協の組合員がその生協の事業を利用するようなことを双方の生協が認め合えば、そんなことも認めていただいてもいいのではないかとというのが2つ目。

3つ目の類型が、地域への貢献という観点からの員外利用。これは山間僻地等というのは戦後直後から員外利用の許可基準ということで認めていただいておりますけれども、地

域の保育園とか老人ホームとかいうところへの食材提供だとか、文化・教養施設のようなものが組合員以外には使わせちゃいけないんだということではなくて、あいている時間は使っていただくという地域貢献。

それから職域への貢献という観点では、ヒアリングのときにも職域生協から出ていましたが、母体企業なり、あるいは大学生協で学会で見えた方とか、受験生の食堂利用という類も員外利用ということになっておりまして、そんなこと。

最後に実践上の観点からということで、これがある意味わかりにくいわけですが、何度も出ておりますお試し利用というふうなことですね。これも単に試供品を一つ使ってみるということではなくて、生協の組合員になるという場合はお店に実際に入って、魚の売り場や全体を回って、それで入ろうかどうか決めるというのが普通のパターンでありまして、そういうお試し利用であるとか、一時的来店者とか、こんな5類型くらいを認めていただけないかというふうに思っているところでございます。

それから県域規制の問題についてあわせて触れさせていただきます。資料の15ページで、都道府県の区域を越えて隣県くらいまでできるようにしてはどうかと書いていただいておりますが、現行のがんじがらめの構造からすると大変ありがたい御指摘をいただいていると思っておりますが、先ほど来出ておりますように、現在の小売業界で食品スーパーやコンビニが全体の中でも伸長率が非常に大きいという資料がございました。かつ、食品スーパーという場合は、それぞれの地域でウエイトの高い食品スーパーというのは、数県にまたがってチェーンを展開する。生鮮を中心にした商品の調達上も、物流等の効率上も適切な規模だということなので、そういうところがかなり大きいポジションを占めているという実態も一方でございまして、そこらを合わせてもう少しお考えいただく余地はなかろうかと思うのが一つ。

それから、関連して、現在生協というのは地域か職域か、どちらかしかつけれないというふうになっております。昭和23年の配給制度を想定して、その受け皿ということで出発したことからそういう形になっているんですけど、地域生協が何らかの県域規制が残る場合は、職域生協とすぐ一緒にしてしまうというふうにはならないかと思いますが、地域生協と職域生協の混合組合ということは、職域生協が法律の5条ただし書きで、やむを得ない場合には県域制限を受けない扱いになっているのと同じように、混合組合についても5条の扱いを同じにすれば十分成り立ち得るのではないかということを考えますし、ぜひ御検討いただけないかと思っております。

それともう一つ、大学生協。大学生協の学生というのが、付近に住所を有する者という扱いで組合員になれる仕掛けになってるわけですね。これも戦後長くそういうことなんですけど、実態上はもう少し考える余地はなかろうかと思っております。

長くなって恐縮です。

○清成座長

そうですね、私どもの大学でやっていることも違反なんだなということをつくづく……。例えば多摩キャンパスなんていうのは周りに商店が全然ないんですよ。外食産業もないんです。そうすると中で会合があるときに、弁当なんかは全部生協から供給してもらおうということをやってますし、学会があってもそうだったり、学会が生協に交渉して手当てしてもらおうというような話になっちゃって、現実にはそういうことって随分あるんでしょうね。金額はそんなに大きくないにしても。余り具体的にという話になると非常にややこしいですね、そこは。

○小川委員

私は社会福祉法人なので、福祉のところでも介護保険制度で具体的な例を出すと、限りなく具体的な例が出てきて、その対応をしようと思うと法律制度ができない状況になるわけです。どこで切るか、どこで緩和するかという問題だと思うんですが、品川委員が出された5つの論点のところ、公共政策の観点からというのは、これから地域福祉のリーダーシップをとらなきゃいけないと私は思っていますが、そういう意味で、員外利用という問題なのか、きょうは購買ですからあれですけれども、利用事業のときにはこれがかかり出てくるだろうと思っています。ただ、品川さんに一つ質問ですけれども、生協間の相互支援の観点からということでは、複数加入の問題と、先ほどの幾つかの生協のものをとっている、あるいは加入しているということと、このことと何か関連しているのかどうかをお伺いしたい。

それから、地域への貢献の観点からということで保育園や老人ホーム等への食材提供という、これは員外利用の要因で解決するのか、会員になってもらう方法を拡大して解決するのかというところを、議論があったら教えていただきたいと思います。

○品川委員

御指摘の、他の生協からの要請に基づくというのは、先ほどのようにこういうことができないものですから、複数生協に加入する方々がいらっちゃって、そのこと自体はそれで結構なんですけど、これも県境みたいなことが絡む面があるんです。県を越えた向こうに割合近くに店がある。こちら側で共同購入を使ってるけど、生協の店も使いたいという場合、そちらの組合員にはなれませんから、そういう関係でいえば、双方に認め合って、隣の県の住所だけでも店を利用させるというようなことも県域制限の問題とは別にあるかもしれないと思ったりしています。

それから、保育園や老人ホームへの食材提供というのは、これらはすべての場合法人格を持って経営をしているわけです。そうすると供給先が法人になるわけです。法人というのは生協の組合員になれません。自然人に限りますから。そういうことでありまして、論議としては法人も組合員にということはある得なくはないのですが、法人も生協の組合員になると、これは組織の性格をかなり変えていくことになるかと考えておりまして、そうい

うケースは法人を加入させるということではなくて、員外利用という形で御利用いただけるような道を開くということではなかろうかと思っております。

○大塚委員

当時の厚生省の国会における説明でも触れられているので、もしわかれば御担当の方にお教えいただきたいんですけど、44年の国会で、連合会形式はもう成り立ってるんだから、連合会形式というのは、「大量に販売するという流通近代化の法則に従うというのであれば、現行法でも連合会形式というものが活用できるのではなかろうか。連合会形式をとれば府県単位の消費生活協同組合の独立性を保ちつつ、しかも大量仕入、大量販売というような活躍ができるのではなかろうか。かように考えております」という説明があるんです。これは当時の厚生省からするとかなり踏み込んでいるので、先ほどの吉野委員の理論的というと、売ってるところの生協は府県単位で県域制限があるけれども、連合会で大量購入する、あるいは共通製品をつくる、そうするとそれは連合会に加入してる生協がAとBとあって、AでもBでも売るわけですね。恐らく値段も同じということになれば、連合会でものをつくって、それをAでもBでも売ってて、それが県境だって意味がないじゃないかという意味になるわけですね。そうすると、既に昭和44年の段階で厚生省がそれを考えていたということについて、そのこと自体発展はないんですかね。当時は購買のことで質問を受けたので購買なわけですけど、先ほどの品川委員のまとめでいくと左下のものをさらに発展させているわけですね。個別生協がお互いに要求するんじゃなくて、連合会でまとめてやれば大量生産で仕入れ値も安くなるし、共通した安全性も図れるじゃないかと。実際に現在やっているわけですから、そのことは既に実態的に県域制限を理論的に破壊してることにはつながらないんですかね。そのことろをはっきりさせたいんですけど、もしそうでなければ、共通製品であつても売ってる生協が違えば県域制限はかかるということになるんでしょうか。

○赤澤企画官

事務局の方からお答えさせていただきます。現在でもエリアごと、ブロック単位で事業連合会という制度がございまして、こちらの方は基本的には商品の開発とか仕入、物流関係について統合した処理を行っております。ただ、個別の組合員に対しての商品供給というのはやっておりませんで、そこは私どものスタンスとしましては、単位組合の方の、組合としての性格というものを尊重するべきではないかということでございます。

○吉野委員

唐突かもしれないんですけど、品川委員にお聞きしたいんですけど、生協は税優遇を返上するということは考えたことないんですか。もしこれをすれば、この議論は全部必要なくなるんですけど。私はそれが一番いいんじゃないかという気もするんですけど。

○品川委員

税優遇制度というのは生協だけの制度ではなくて、協同組合横並びの協同組合税制ということで法人税軽減措置とか税優遇措置がとられています。そういう点では今回私どもがお願いしているような員外利用を緩和していただけないかとか、県域制限について見直していただけないかというような範囲は、ほかの協同組合との関係でいいますと同等か、あるいはそれでもなお規制の範囲としては他の協同組合よりも少ない範囲での規制緩和ということで要請しておりまして、その点では生協だけの問題ではなくて、協同組合横並びで優遇税制という問題になってくると思っております。今回ぜひ検討をお願いしたいのはその範囲のことなんだというふうに考えているということです。

○山下委員

税の問題に入ると非常に政治的な話になって、それは最後のところでそういうことになるかと思いますが、その前提として、今日の問題になっている員外利用規制にしる、県域規制にしる、今日の御説明を伺っていて、一つは生協の本質として地域で人が集まって団体、組織をつくるということから、組合の本質として一定の地域的な制限というのがあるんだという説明が一面であったようにも伺ったし、他方、資料でこの2つの規制が何で具体化してきたかという、やっぱり中小企業者との関係で一定の制約を人為的に課してという、経済政策的な面があって、その両面が絡まっちゃって、なかなかよく理解できないんですが、経済政策的な規制の方はあまりそういう規制は今の時代はない方が望ましいだろうということで、それは合理的な範囲で規制を緩和していく、素直に出てくる話だと思えますが、一方の本質論の方から、どこをどういう判断ができるのかというのがよくわからないところでして、そのあたりがきちんと整理できれば、どこまで規制を緩和できるかということも答えが見えてくるのかなという感じを持ちました。

○小川委員

私はずっと税の問題が頭にあります。吉野さんと山下さんの狙いはそこにあるのではないかと思っての間お話をずっと伺ってきていましたけれども、地域とは何かという問題も改めて、地域生協と言われている地域とは何かというのが、県域の考え方も一回そこで話をしなきゃいけない。これは多分次の利用事業の話のときにもう少し具体的に出てくるのではないかと思っておりますが、私は生活者として、あるいは一組合員として、あるいは福祉を担当している者としても、員外利用の問題や県域問題というのは、品川委員がおっしゃっていることは非常にあるんですね。ところが、今の社会的流れからして、それイコール税の優遇の問題がぐーっと浮上してくるだろうと。そうすると、生活協同組合の社会的な役割というのは何なんだろうということをもっと議論しないとそこには行けないというので、一生懸命ここで抵抗している、品川さんに抵抗していると言った方が早いかもしれ

れないんですが、そこを言ってしまっていていいんだらうかって。員外利用と地域問題というのを片一方では行き詰まっている福祉なんかもそうなんです。組合員だけに提供しますということにすごく罪悪感を感じる場面は多々あつたりしますし、先ほどのような個別のテーマで、それは員外利用じゃないかというのも何なんだらうというふうに現実には思いますが、そのことが税の優遇にすどんと行ってしまったら困るなどということで、今の国全体の流れからしても、公益法人、中間法人のあり方、あるいはNPOの税の優遇問題もずっと出ていましたよね。そういう意味で、もう少し社会的な存在価値、生活協同組合あるいは協同組合の存在価値というのを議論したいなというところですよ。

それからもう一つは、先ほど農業協同組合と同一にとおっしゃったんですが、農業協同組合と生活協同組合、あるいは漁業協同組合が本当に同一でいいのかどうか。農業協同組合が考える地域というのと、生活協同組合が考える地域というのはどう違うかということもまだここでは議論してないと思いますので、それは議論していただきたいと思います。

○品川委員

山下委員からの御指摘がございましたけれども、私ども生活協同組合の本質ということについて、メンバーシップ制というのがある。一定の地域または職域で人と人とのつながりということが協同組合の本質なんだらうと思っています。それが一つ。

それから、地域という場合、これもいろんなレベルの地域がある。生活場面の地域ということではいいますと、1つの県全部というのも広過ぎて、生活圏ということではもっと狭い地域で生活の上での地域というのがある。同じ県内でも嗜好性の違うような県もたくさんありますし、そういう意味では県内で1つの生協で事業としては進めていても、県内の特定の地域、生活の場面にふさわしい商品提供なりということをしてそれぞれやらないといけない場合というのは多々ありますし、事業上の問題だけでなく組合員相互の諸活動ということもそれぞれの地域ごとに行っているということが現実には多々あるわけです。事業の規模、単位ということではいいますと、生活の場としての地域とは違う意味で広いエリアが経済合理性ということからも必要になるということが多々あると思っております。

○土屋委員

15ページのところなんですけど、生協としての特質というのが書いてあって、ここに書かれていることに若干違和感があるんですけど、生協が人と人との結合体ということはもちろんそのとおりなんですけど、それは生協の運営ですとか、意思反映だとか、そういうところについてあるんじゃないかなと思うんです。それを事業の方から見るとさまざまであって、福祉事業があつて、共済事業があつて、購買事業があつて、それぞれ事業の方から見ると合理的というエリアもまた違うんじゃないか。一定の地域で結びついたって書いてあるけど、例えば共済事業なんていうのは本来はそんな小さなところでやるべきものじゃないんじゃないかと。もっと大きくなって大数の法則が働かないとそもそもいけない

いんじゃないか。あるいは、福祉事業はもっと狭い地域で具体的にやっていくんじゃないか。購買事業はどういうエリアがあるんだろうかというのは、もう少し社会経済的におのずとできてくるものであって、それをすごい小さなところに無理に閉じ込めるとするのは違うんじゃないかと。ここで言われている人と人との結合体というのは、その範囲の中でどういうふうに活動なり意思反映、運営をやっていくのかという部分じゃないかなという気がするんですけど。

○清成座長

だんだん本質的な問題が出てきたように思うんですね。先ほどの免税措置というのは、協同組合横並びだと、そのあたりの理論的な根拠は何なんでしょうか。つまり、税の優遇というのは公共性ということがあれば税の優遇措置があり得るわけですね。公共性というのは何かといたら、組合員個人には当然メリットがありますよね。生協でも農協でも。ところがそれを超えて社会的にメリットがあれば公共性があると判断されるわけですよ。その場合の社会的メリットというのはどうなんですかね。

○小川委員

私は神奈川で福祉活動をずっと、生協を足場として非営利の福祉活動、生協が寄附行為をした社会福祉法人を立てて公共性を、メンバーシップの中から別な法人をつくって社会福祉法人で公的福祉をやっています。今座長がおっしゃった話になると、今度は出資金等の資本の扱いの問題になってくるのではないかなと思っています。生活協同組合のメンバーのためにこの出資金をどう使っていくかという問題と、それを社会に還元するというところで、再投資として公共性をどうするかで税の優遇の価値が出てくるのかなと、神奈川の自分の狭い範囲の活動の中で見てきているんですが、そういう意味の生活協同組合が持っている資本の扱いについての議論は、いつか必ずこの中では必要ではないかなと思っています。それが公共性を広げる可能性があると思っています。

○清成座長

農協の場合には割と説明しやすいんですよ。農業の維持、ひいては農村地域社会の維持というところに結びつけば公共性というふうに割とわかりやすいんですよ。ところが生協の場合には生活者のごく一部という話になりますよね。地域住民全体をカバーしないという問題があるわけです。そこがちょっとわかりにくいところはどうしてもあるんですよ。つまり公共性は何か。例えば私とか大塚先生の属している学校法人というのは、学生は授業料を納入して授業を受けることによって個人的にメリットがあるわけです。知識を取得できるとか、学位を取得できると。だけどこれは私的なメリットであって、全く公共性じゃないんですよ。しかし、その結果社会に人材が蓄積されれば社会的なメリットがあるだろうと。だから学校法人というのは私立であっても公共性があるというので税の優

遇措置があり、かつ公的資金も投入されるという説明になるわけですね。そういうような論理で生協の場合どう説明できるのかなど。学校法人でも営利事業をやれば、営利事業によって所得が発生すればそれは税がかかるという話になってくるし、学校法人の敷地の中に駐車場があって、それを教職員が利用すれば、これは教育に関係ないというような判断を最近では税務当局がするようになってるんですね。すぐ税金取ろうというふうにきてるわけです。そういうものに対する防御の論理として、何か生協の公共性というのをどう説明したらいいのかよくわからない点があるものですから。

○大塚委員

これも厚生労働省当局に影響してしまうところなんですけど、恐らく現在でも生きてると思うんですけども、24年に社会局長の通達が出てまして、そこで地域について、「地域組合は原則として家族を中心とする消費者の地縁的結合体」という定義があるんですね。今座長がおっしゃった公共の利益を図るべき、維持すべき実態というのは、家族を中心とする地縁的結合ということになると思うんですけども、これが山下委員がおっしゃった本質に極めて……今これを維持すべきなのかという論争になってしまうんだと思うんですけども、厚生労働省の見解としてはまだこれは変わってないんでしょうね、きっと。

○花咲課長補佐

家族を中心とするということに重きを置くかどうかは別として、一定の地域での結合体であることについては生協の特質として今でも重視すべきものの一つなのではないかと考えておりますので、本日お示ししたような案をお示ししております。

○清成座長

コミュニティのコアになるんだという説明であれば説明がつくかもしれませんけどね。

○吉野委員

それを言っても、まだ積極的なあれにならない。というのは、例えば県域規制を緩和するということは、コープ東京がどんどん神奈川にも埼玉にも出ていくという話になれば、それじゃコープ東京が横浜の地域コミュニティのコアになるんだと頑張り始めたら、それはいいじゃないかという話になるわけだから、名前が東京であろうと何であろうとそこで活動はできるわけですから。それは非常に自然な流れだと私は思うんですよ。だから県域規制なんて全部なくしちゃった方がいいと。極論をすればですね。員外利用も、品川委員が出された話の中に箱が5つありますが、最初の4つは現状でもって例外規定を設ければいいという例外定義としてやればいわけだから、これは大した話じゃない。最後の、実践上の観点のところだけですよね、問題は。それが今の話につながるんだとすれば、私はどうしても、ある特定の地域に、東京と冠をいただく以上は東京から離れちゃいかんとい

う話でこの話を説明するにはどうしても無理があるので、そこで税優遇の話に問題を整理……小川委員がおっしゃることは非常にわかるんです。とりわけこういう状況下で地域社会が完全に崩壊してますし、都市部でも農村でも大変な問題だと思うんですね。恐らく新政権の最大の課題になるだろうなと思うんですが、そういうときに客観的に外から生協に対してそういう課題にどう取り組むのかという要請があるということは、客観的にいえばそう。だけど、生協自身がそれをどう位置づけるかという話はまた別になるわけで、生協自身がそうであるならば理論的にそこで齟齬を来しているところをどういうふうに説明して乗り越えるのかということは、生協自身の説明をお聞きしないといけないと最初から私は申し上げてるんですけど。

○清成座長

私は昨年まで武蔵野市に住んでたんですが、武蔵野市の小売り商業がどうなっているかという、吉祥寺一極集中なんですよ。商店街54あったのが今は5つくらいしか繁栄してない。残りはみんな壊滅状態になっちゃってるわけです。そうすると若い人は吉祥寺まで買い物に行きますけど、高齢者は困るわけですね。それをカバーしたのは生協なんですよ。生協の利用率からすると、恐らく年齢別構成からすると高齢者の利用率がものすごく高いと。そういう高齢者が多く住んでいる地域を維持しようと思ったら、生協というのは社会的メリットを相当もたらしていると。その論理が当てはまれば、例えば過疎地域であるとか、離島や老人ホーム等というのがありましたね。そういうところでは生協の公共性は認められる。だからどこにでも認められるというよりも、何か特定の類型の地域には非常に生協の公共性というのがあり得ると。問題はそれを規制緩和ということで一般論として全部外せるかどうかという話が出てくるわけです。その辺をどうバランスとっていくかという話にもなるんだろうと思うんですね。現実の経済というのは入り組んでわかりにくくなってますので、それがすぱっと切りにくい、規制を外すとか残すとかという場合に非常に判断しにくくしてるような感じがしてならないんですね。

○品川委員

生協の公共性ということと言われてますけれども、生協の場合、公益法人という扱いではなくて、中間法人みたいな言い方をされたりするわけですが、非営利法人であることは間違いない。戦後いろいろな関係の中で協同組合税制という体系がつけられているわけですが、私どもの理解としましては、一方で公益法人制自体の見直しが進んでいますし、公益法人についての税制というようなことも、おつけ税制トータルについて組上に上り、検討対象になってくるということがあろうかと思っております。そういうときに、関連して改めて協同組合税制ということが税体系としてどうなのか。公益性なのかどうかということが組上に上ることは十分あり得るだろうと思っております。ただ、今回の生協制度見直しの中で、生協の税制の部分だけが他の協同組合税制と切り離されて論点に上

るという理由はあまりないのではないだろうかと思っております。

○清成座長

今の御意見は非常によくわかるんですが、私どもの学校法人というのは前身は財団法人だったんですよね。それが私立学校法で学校法人になったわけですがけれども、だから公益法人なんですよ。だけど、公益法人だから税が免除されるかということ、どうもそうじゃないんじゃないか。むしろ教育事業の公共性という点の方が重要じゃないかと。そうじゃないと防衛できないというふうに思ってるんですね。公益法人の見直しという御議論が今あるものですから、特に我々は公共性ということを違う根拠で目指そうとしているということなんですけどね。

○山下委員

私は税を変えろとかいう意図は全くありません。生協が盛んになればいいという考え方ですので。何か事業に公共性があるから何らかの特典があるというのが一つなんです。じゃあその特典を認めるのに何らかの意味で強く認められることしかやっちゃいけないかということそうじゃなくて、そういう公益をするためにはある程度収益も上がるような事業もあわせてできるようにする、そうやって基盤を整えていくとまた公益性も発揮できると、そういう視角で少し自由な面も考えていけばいいと思う。ただ、それをあまり言っちゃうと郵政の山間僻地をやるからということになります。あれは極端な例なので、少しそういう自由な面も当然生かしていくべきだろうと思います。

○清成座長

全く同感で、御指摘のとおりだと思います。

予定された時間が近づいてまいりました。議論はまだまだ活発に続くと思いますけれども、きょうのところは時間の制約ということで、この辺で議論をとどめておきたいと思えます。

○吉野委員

誤解のないように、私は税を返上しろと言ってるんじゃないで、それをもしするんだとすれば生協の側がするんであるから私はそんなことを要求する資格も何もない。ただし、問題は、それに対する生協の方からの説明責任があるだろうということのを再三要求していて、納得できる答えがまだ聞けてないと思うから繰り返し繰り返し申し上げている次第であります。

○小川委員

十分そう理解していますけれども、結局ここでの議論が生協の社会的な存在価値が議論

できなかつたら、そっちに行ってしまうのは早いだろうというふうに危機感を持っているということです。

○清成座長

それでは、次回の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○千田課長補佐

次回の日程につきましては、10月18日の水曜日、10時から12時までを予定しております。なお、開催場所等詳細につきましては後日追って御連絡を差し上げたいと思います。

なお、資料の一部につきましては回収させていただきますので、御退席の際に机の上に残しておいていただきますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○清成座長

それでは、以上で本日の検討を終了いたします。大変ありがとうございました。

(了)